

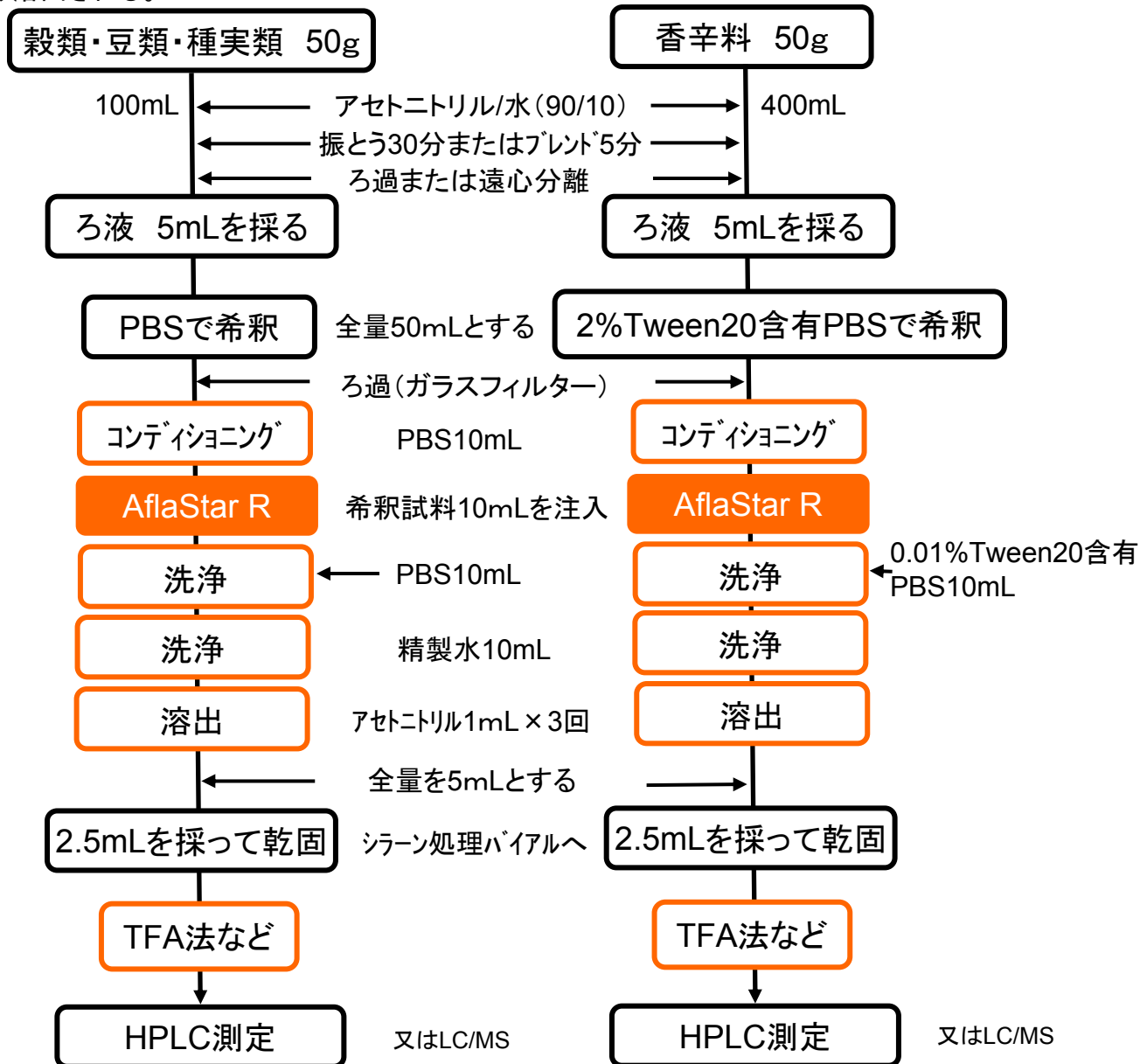
イムノアフィニティカラム (H20年厚生労働省通知法)

登録番号 FTD005

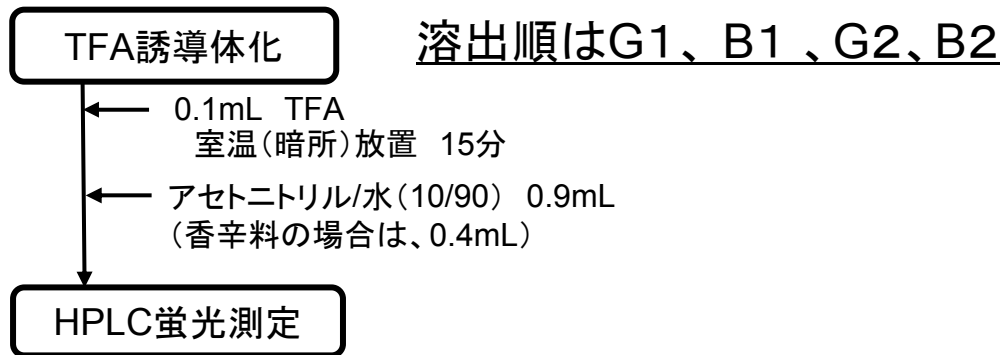
1. 厚生労働省 食監発第0728003号(平成20年7月28日付け)
「カビ毒(アフラトキシン)を含有する食品の取り扱いについて」
2. 加工食品等で多機能カラム法を用いた測定では陽性判定が疑わしい等の評価が困難なものについてイムノアフィニティカラム法を行う
3. HPLCの測定ではトリフルオロ酢酸による蛍光誘導体化(TFA法)、フォトケミカルリアクターによる蛍光誘導体化(PR法)、コブラセル法(KC法)が応用可能
4. イムノアフィニティカラムとしてAflaStar™ R 3が使用可能

■プロトコル

イムノアフィニティカラムではアフラトキシンのみカラムに保持され、他の夾雑物は洗浄により溶出される。



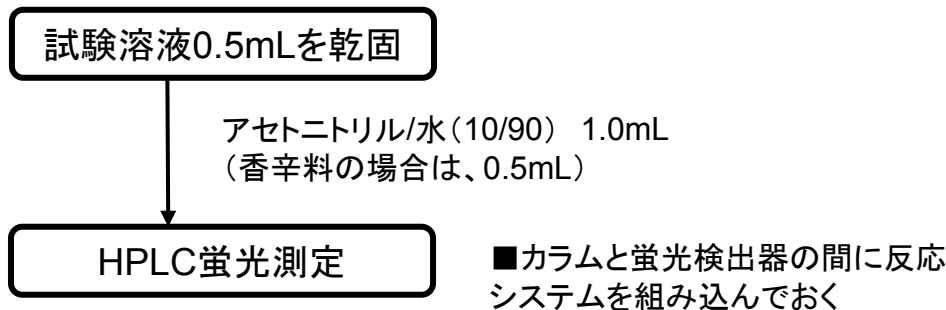
1)トリフルオロ酢酸による蛍光誘導体化(TFA法)



2)フォトケミカルリアクターによる蛍光誘導体化(PR法)

ポストカラムで紫外線照射による生成する蛍光誘導体化物

溶出順はG2、G1、B2、B1



3)コブラセル法(KC法)

ポストカラムで電気化学的に生ずるブロムにより生成するブロム誘導体化物を測定

溶出順はG2、G1、B2、B1

